

あすか野小学校PTA個人情報取扱規約

(目的)

第1条 この規約は、あすか野小学校PTA（以下、「本会」という）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

「役員・委員」とは、本会にあつて直接又は間接に本会の業務に従事している者をいう。

(指針)

第3条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(責務)

第4条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第5条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

(取扱者)

第6条 本会における個人情報の取扱者は、役員・委員とする。

(秘密保持義務)

第7条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第8条 個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示するものとする。また、円滑なPTA活動をおこなうために以下の情報を取得するものとする。

- 1 会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
- 2 会員の子どもの氏名・学年・クラス
- 3 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真

(利用目的)

第9条 取得した個人情報、次の目的のために利用するものとする。

- 1 P T A活動に必要な連絡網および名簿の作成
- 2 会費請求、管理等のための連絡
- 3 各種行事の案内
- 4 資料等の送付
- 5 役員選出
- 6 P T A活動の諸連絡

(利用目的による制限)

第10条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第9条の規約により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

(業務の委託等)

第11条 本会は、個人情報の取扱いに係る業務を以下の機関を除いて外部に委託できないものとする。

- 1 あすか野小学校

(管理)

第12条 個人情報が記載されたいかなるものも、管理者または取扱者が鍵付きの部屋などに保管し適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第13条 個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。

(第三者提供の制限)

第14条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- 3 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(共同利用)

第15条 本会は、あすか野小学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。

- 1 利用する情報：第8条で定める通り
- 2 利用目的：第9条で定める通り
- 3 管理者：第5条で定める通り

(第三者提供に係る記録の作成等)

第16条 個人情報を第三者（第14条第1項から第4項および、県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(第三者提供を受ける際の確認等)

第17条 本会は、第三者から個人情報の提供を受けないものとする。

(情報開示等)

第18条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じるものとする。

(漏えい時等の対応)

第19条 個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告するものとする。

(研修)

第20条 本会は、役員・委員に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第21条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないものとする。

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営に関し、必要な事項は、この規約に反しない限り役員会において別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成30年4月20日から施行する。